

先着順による 市有地売却案内書

(令和4年度入札不調物件)

- 物件番号4-1(平作五丁目)
- 物件番号4-2(野比三丁目)

【受付期間】

令和5年1月23日(月)～令和5年9月29日(金)

購入を希望される方は、この案内書をよく読み、内容を十分把握したうえで、お申し込みください。

横須賀市財務部財務管理課
電話046(822)9593

先着順による市有地売却の概要

申込み

■ 申込受付期間

令和5年1月23日（月）～令和5年9月29日（金）（閉庁日を除く。）
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

■ 申込受付場所

横須賀市役所1号館5階7番窓口 財務部財務管理課（横須賀市小川町11番地）
必要書類を持参してください。（持参のみ受付）



契約の締結・売買代金の納付

売却決定通知に記載する期限（通知の発送日からおおむね1か月後）までに売買契約を締結しなければなりません。

契約時に全額納付するか、または、契約保証金（売買代金の1割。後日売買代金に充当します。）を納付して、契約締結日から1か月以内に残金を納付してください。



所有権の移転・引渡し・登記

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件の引渡しがあったものとします。

所有権移転登記の手続きは、横須賀市が行います。登録免許税等の必要な費用は、買受人の負担となります。

登記が完了次第、買受人に登記識別情報通知をお渡しします。

目 次

1	売却物件	1
2	売買契約に付す特約(4-1 及び 4-2 共通)	1～2
3	申込資格	2
4	申込み	2
5	申込みに必要な書類等	2～3
6	契約の締結	3
7	契約保証金及び売買代金の支払方法	4
8	所有権の移転等	4
9	その他の注意事項	4～5
○	「物件調書(物件番号 4-1)」	6～9
○	「物件調書(物件番号 4-2)」	10～12
○	「土地売買契約書(案)[契約時全額払用]」(4-1、4-2 共通)	13～16
○	「土地売買契約書(案)[契約保証金払用]」(4-1、4-2 共通)	17～20
○	「普通財産譲渡申請書(物件番号 4-1 用)」	
○	「普通財産譲渡申請書(物件番号 4-2 用)」	
○	「誓約書」	
○	「共有者名簿」(共有名義での申込みの場合、譲渡申請書に添付)	
○	「役員名簿」(法人による申込の場合に添付)	

1 売却物件

物件番号	物件の所在・地番	地目	実測地積(m ²)	売却価格(円)
4-1	横須賀市平作五丁目 1626番21 [用途地域：第1種低層住居専用地域]	宅地	142.25	7,940,000
4-2	横須賀市野比三丁目 2058番23 [用途地域：第1種中高層住居専用地域]	宅地	107.17	6,700,000

【注】物件の詳細については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

2 売買契約に付す特約（4-1及び4-2共通）

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

買受人は売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に定める暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはなりません。

(2) 実地調査等への協力義務

売買契約締結の日から5年間、本市は、売買物件の利用状況を確認するため実地を調査し、又は買受人に対して売買物件の利用状況を証する資料の提出若しくは報告を求めることができます。買受人は、正当な理由なくこの実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはなりません。

(3) 義務の承継

買受人は、第三者に売買物件を譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、当該第三者に公序良俗に反する使用の禁止及び実地調査等への協力義務を書面により承継させなければなりません。なお、当該第三者の義務違反に対する債務は、買受人が負うものとします。

(4) 違約金

公序良俗に反する使用の禁止及び義務の承継に違反した場合は、売買代金の3割を、実地調査等への協力義務に違反した場合は、売買代金の1割を違約金として徴

収めます。ただし、買受人の責めに帰することができないと本市が認めるときは、この限りではありません。

3 申込資格

個人、法人を問わず申し込みできますが、次に該当する者は申し込みできません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号（当該売却に係る契約を締結する能力を有しない者）及び第2号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者
- ② 横須賀市暴力団員排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者

【注】申込資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、あらかじめご了承ください。（申込者が法人の場合、役員等を含みます。）

4 申込み

購入希望者は、申込受付期間中の受付時間内に必要書類を申込受付場所まで直接持参してください。電話、郵送等での申込みはできません。

- 申込受付期間 令和5年1月23日（月）～ 令和5年9月29日（金）
（閉庁日を除く）
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- 申込受付場所 横須賀市役所1号館5階7番窓口 財務部財務管理課
（横須賀市小川町11番地）
電話046-822-9593（直通）

【注】申込み前に上記番号へ電話していただき、先客の有無を確認の上、ご来庁ください。受付は直接持参による先着順（先着1者のみ受付）となりますので、電話で先客がないことを確認した場合であっても、窓口書類を持参された時点で既に受付終了している場合もありますので、その場合はご容赦ください。

【注】各日の受付開始時点（午前・午後とも）又は同日同時刻において複数の購入希望者がいる場合は同着とみなし、くじにより買受人を決定します。

5 申込みに必要な書類等

(1) 提出書類等

① 個人による申込みの場合

- 普通財産譲渡申請書

- 誓約書
- 印鑑登録証明書
- 住民票の写し（本籍・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

【注】住民票の写しとは、電算化された住民基本台帳から直接印字されたものであって、コピー機で複写したものとは異なります。

② 法人による申込みの場合

- 普通財産譲渡申請書
- 誓約書
- 役員名簿
- 印鑑証明書
- 法人登記事項証明書（現在事項証明書（履歴事項証明書も可））

(2) 所有権の共有を希望される場合

共有予定者全員分の必要書類を添えて、必ず連名でお申込みください。連名でのお申込みは、普通財産譲渡申請書に代表者名を記載し、代表者以外の共有予定者全員について共有者名簿に記載し提出してください。なお、共有持分を定め、各様式の所定欄に記入してください。

【注】普通財産譲渡申請書、誓約書、役員名簿、共有者名簿の各様式は、本案内書に添付のものをお使いください。なお、本市ウェブサイトからもダウンロードできます。<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1605/koubai/kyousou/index.html>

【注】提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

【注】申込書類は、本人以外による持参でも、不備等がなく要件を満たしていれば受け付けいたします。この場合、委任状は必要ありません。

【注】各証明書は、発行日から3か月以内のものを添付してください。

【注】提出書類は、お返しいたしません。

6 契約の締結

申込受付後、2週間程で売却決定通知を発送します。（この間、本市は申込資格の確認のため、警察等関係機関への照会を行います。欠格事由に該当しないことが確認できた後に売却決定となります。）

購入希望者は、売却決定通知に記載する期限（おおむね1か月以内）までに別紙様式の売買契約書により契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結しない場合は、買受けの権利を失います。

7 契約保証金及び売買代金の支払方法

売買代金の支払方法については、次の2通りの方法があります。申込みの際にお申し出ください。

- (1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法 [契約時全額払]
- (2) 売買契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する金額の契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金との差額を契約締結日から1か月以内に納付する方法 [契約保証金払]

【注】 契約保証金は、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、本市に帰属することになります。

【注】 契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

【注】 売買代金の分割納付はできません。

【注】 納付期限は、契約締結日の翌日から起算します。

8 所有権の移転等

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿（あるがままのすがた）で物件引渡しがあったものとします。物件調書等の資料と現況が相違する場合、現況優先とします。

所有権移転登記の手続きは、売買代金完納後、本市が行います。所有権移転登記が完了次第、買受人に登記識別情報通知をお渡しします。

なお、売買契約書（市保管のもの1部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

【注】 金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記時に連件で抵当権設定登記の同時申請をされる場合は、事前にご相談ください。

【注】 共有名義で売買契約を締結した物件については、当該共有名義で所有権移転登記を行います。

【注】 買受人は、購入物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

【注】 物件の取得に伴い、不動産取得税（県税）が課税されますので、ご注意ください。

9 その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (2) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場

合は、すべて買受人において行っていただきます。

- (3) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて買受人において行っていただきます。
- (4) この案内書に定めのない事項については、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。
- (5) 予告なく売却中止又は内容変更をする場合があります。

物件番号 4-1		物 件 調 書			
所在地（地番）		横須賀市平作五丁目 1626 番 21			売却価格
住居表示		横須賀市平作五丁目 27 街区			7,940,000 円
地積（実測）		142.25 m ²	地目	宅地	形状
接面道路の幅員及び構造		北西側で幅員約 4.0m の舗装市道 5380 号に接している。本土地の地盤面は、接面市道より約 3m 程度高い。			
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域			
		用途地域	第 1 種低層住居専用地域		
		指定建ぺい率	40%	指定容積率	80%
		その他規制			
	その他	宅地造成工事規制区域、屋外広告物規制地域（第 2 種禁止地域）			
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		
	道路後退の有無	無	負担の内容		
供給処理施設の状況			事業所名		電話番号
	電気	可	東京電力エナジーパートナー株式会社 神奈川カスタマーセンター		0120 -995-775
	上水道	可	横須賀市上下水道局給排水課 給排水審査係		046 -822-8625
	下水道	可			
都市ガス	不可				
交通機関	JR 横須賀線「衣笠」駅西方約 2000m 京浜急行バス(衣 25)「しょうぶ園」停留所まで徒歩約 3 分				
参 考 事 項	<p>●本土地は、昭和 58 年(1983 年)に、財団法人横須賀市都市施設公社（現一般財団法人シティサポートよこすか）が造成したもので、都市計画事業等の代替地としてこれまで確保していたものですが、今後代替地として使う見込みがないことから売却するものです。（本件土地は、これまで建物を建築した履歴はありません。）</p> <p>●上記造成工事は、宅地造成等規制法に基づくものであり、当時の資料で現存するのは、財務管理課において保管しています。（宅地造成工事許可申請図面、昭和 58 年 4 月 8 日付け工事検査済証等）この資料は、財務管理課で閲覧及び必要部分の写しをお渡しすることができます。</p> <p>●本土地の宅盤は前面道路より約 3 m 程度高いため、宅地への出入りは階段状になっています。宅盤部分は単管パイプによる柵で囲っています。（出入口なし）</p>				

参
考
事
項

●本土地には昭和 58 年の宅地造成工事の際に造った地下車庫があります。(入口シャッターは平成 16 年に美観維持のため別途設置) この地下車庫は、宅地造成工事に含めているため、宅地造成に関する工事の検査済証の交付は受けていますが、地下車庫として建築確認は得ていません。これは、当時、建物建築の際に地下車庫を含めて確認申請することを前提に、先行して地下車庫工事が認められたものと思われます。(同じ宅地造成による他区画は、同様の取扱いをしています。) ただし、本土地は造成後、代替地として確保していたため、建築確認申請の機会がないまま今に至っています。地下車庫の建築確認に関する取扱いは時代によって変化しているため、買受人は、建物建築にあたっては、この地下車庫があることについて十分注意し、関係機関への調査等十分行うようにしてください。

この地下車庫に関する資料として、宅地造成工事許可申請図面の中に、形式・寸法等の入った図面が添付されています。この図面は、財務管理課で閲覧及び必要部分の写しをお渡しすることができます。

なお、この地下車庫は未登記であり、買受人には未登記のまま引き渡しを行います。

以上の地下車庫に関する事項に関連し、手続きや費用負担等が発生した場合でも、横須賀市は一切対応いたしません。

●本土地の宅盤を支える擁壁について、前述のとおり宅地造成に関する工事の検査済証の交付は受けていますが、造成後約 40 年経過した経年劣化等から、現時点での安全性を担保するものではありません。買受人は、建物建築にあたっては、このことを承知し、十分留意してください。本土地は、現状有姿での引渡しになりますので、この擁壁の改修、補強、造り替え、費用負担等、横須賀市は一切対応いたしません。

●本土地の奥側(山側)において、隣接地の木の枝葉が大きく越境しており、特に生育する夏場等において顕著な状況です。本土地は、現状有姿での引渡しになりますので、これら越境物について、隣接地権者との協議、伐採、費用負担等、横須賀市は一切対応いたしません。

●本土地は、現状有姿での引渡しになりますので、地下車庫、単管パイプ柵その他工作物について撤去・処分、造り替え、改修、費用負担等、横須賀市は一切対応いたしません。また、敷地内の残地物についても同様に、撤去・処分、費用負担等、横須賀市は一切対応いたしません。

●水道、下水の接続等については、買受人において上下水道局技術部給排水課と十分協議してください。管路図によると、水道については、本管からの引き込みは一応なされている状況ですが、昭和 58 年の造成後一度も住宅として使用されていない土地であり、そのまま使用できる可能性は極めて低いと思われます。下水道については、階段下に公共ますがありますが、状況は不明です。なお、都市ガスについては、付近に本管はありません。本土地は、現状有姿での引渡しとなりますので、これらインフラ整備に関する調査や工事、費用負担等、横須賀市は一切対応いたしません。

●前面道路(市道 5380 号)については、令和 3 年度に舗装工事を行った関係で、現在掘削が規制されていますが、本土地に住宅建物の建築を行うことを前提に、一定の場合、掘削は可能となる見込みです。水道工事等で道路の掘削が必要な場合は、建設部道路維持課にお問い合わせください。

●本土地の地盤調査は行っていません。必要に応じて買受人において行ってください。

参 考 事 項	<p>●本土地の地下埋設物調査は行っていません。必要に応じて買受人において行ってください。</p> <p>●本土地の土壌調査は行っていません。必要に応じて買受人において行ってください。なお、土壌汚染その他造成工事を行う場合の残土処分等において不測の事態等が生じても、横須賀市は一切対応いたしません。</p> <p>●横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例第2条の規定に基づく下水道事業受益者負担金について、本土地に係る賦課はありません。(上下水道局技術部給排水課に確認済み)</p> <p>●買受人は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意してください。</p> <p>●建物建築工事等の際は、関係法令に基づき、買受人の負担と責任において所定の手続きを行ってください。詳細は、都市部関係各課へお問い合わせください。</p>
------------------	---

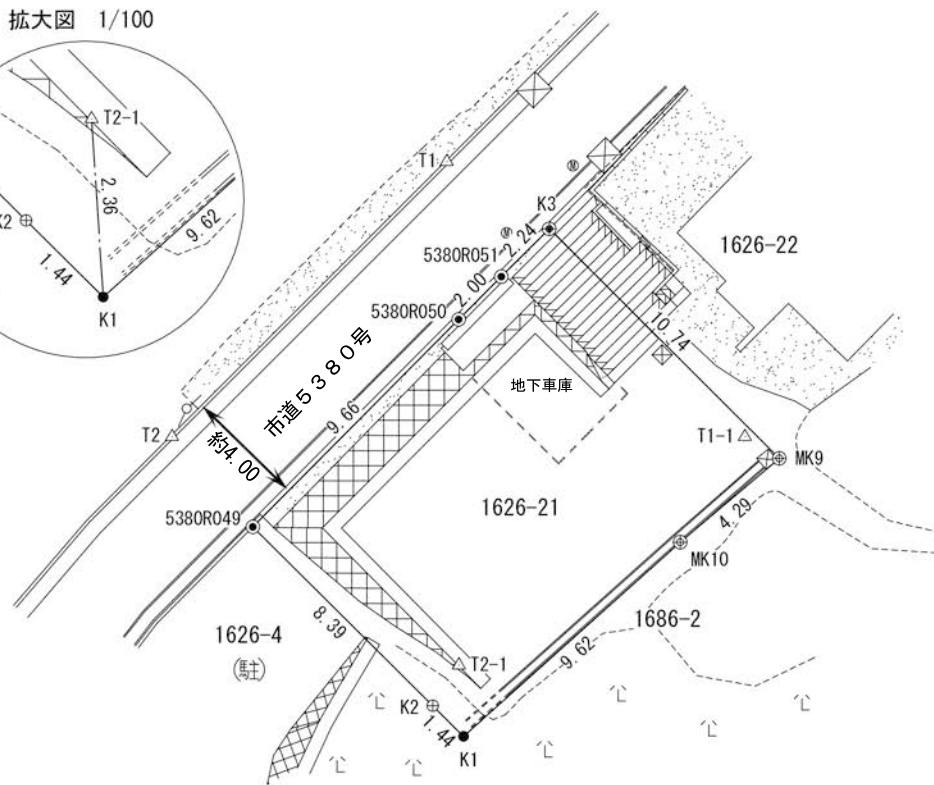
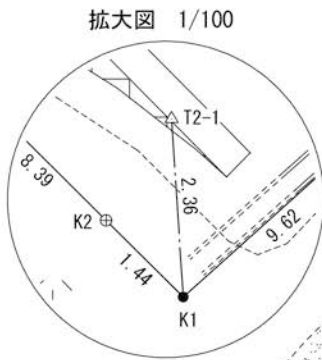
※物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図

所在：横須賀市平作五丁目



単位：メートル

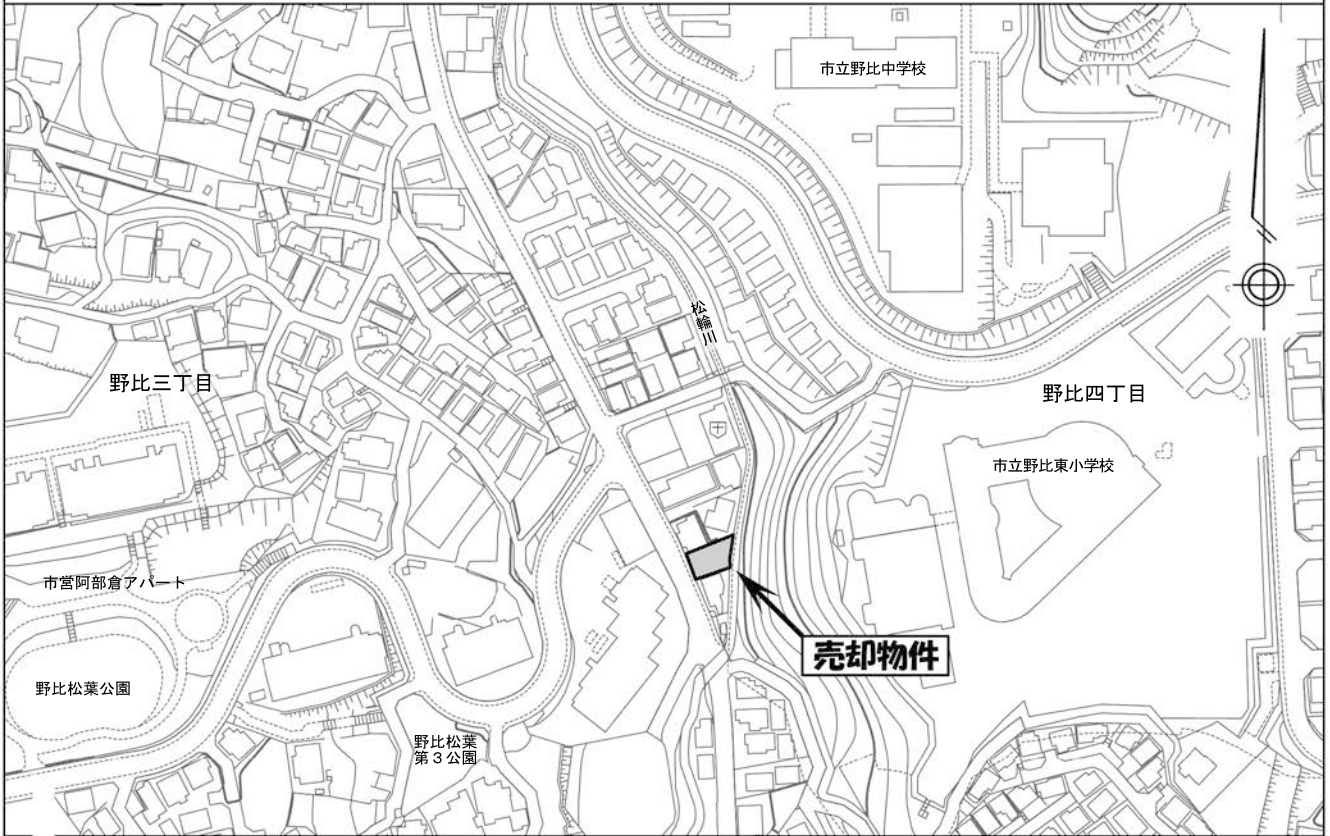
※ 点線は、地下車庫のおおむねの位置を示しています。

物件番号 4-2		物 件 調 書			
所在地（地番）		横須賀市野比三丁目 2058 番 23			売却価格
住居表示		横須賀市野比三丁目 30 番 2 号			6,700,000 円
地積（実測）		107.17 m ²	地目	宅地	形状 明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造		西側で幅員約 8.0m の舗装市道 2813 号に接している。本土地宅盤は市道より約 0.9m～1.2m 程度高い。			
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域			
		用途地域	第 1 種中高層住居専用地域		
		指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%
		その他規制	第 1 種高度地区、準防火地域		
	その他	宅地造成工事規制区域、土砂災害警戒区域、屋外広告物規制地域（第 2 種禁止地域）			
私道の負担等に関する事項		私道負担の有無	無	負担の内容	
		道路後退の有無	無	負担の内容	
供給処理施設の状況		事業所名			電話番号
		電気	可	東京電力エナジーパートナー株式会社 神奈川カスタマーセンター	0120 -995-775
		上水道	可	横須賀市上下水道局給排水課 給排水審査係	046 -822-8625
		下水道	可		
都市ガス	不可				
交通機関		京浜急行電鉄「YRP 野比」駅東方約 1200m 京浜急行バス(久 3)「花輪」停留所まで徒歩約 2 分			
参 考 事 項		<p>●本土地は、建物所有目的で個人に長期貸付していたところ、建物解体の上返還を受けたものであり、今後本市において使用する見込みがないことから、売却するものです。</p> <p>●本土地の宅盤は前面道路側で約 0.9m～1.2m 程度高くなっています。また、宅地東側は、横須賀市管理の河川（松輪川）と接面していて、宅盤は、直接接している河川用地(地番 2058 番 13) (普段水は流れていない)から約 2.0m～2.2m 程度高い位置にあります。</p> <p>●宅盤を支える擁壁は、道路側、河川側ともひび割れ等劣化が著しいこと、また、宅地造成当時の資料等が残っておらず、安全性の確認ができないことから、本土地に建物を建築するにあたっては、擁壁の再築造が必要と捉え、本土地の売却価格は、本来の土地価格から擁壁全体の再築造工事費相当額を控除した額としています。ただし、この再築造工事費相当額は、買受人が行う実際の工事費と必ずしも一致するものではありません。</p>			

参 考 事 項	<p>●上記のとおり、本土地の売却価格は、擁壁再築造工事費相当額を控除した額として いるため、買受人は、擁壁について買受人の負担で再築造のうえ、建物建築を行って ください。なお、擁壁について、更なる費用負担等横須賀市は、一切対応いたしません。</p> <p>●本土地は、現状道路側入口部分に駐車スペース的なものはありますが、幅が約 1.8 m程度で、乗降りを考えると軽自動車でも厳しい状況です。買受人が一般的な駐車ス ペースを必要とする場合は、擁壁再築造の際に必要な幅を確保する必要があります。な お、駐車スペースの整備工事費、その他これに関連する費用負担等、横須賀市は一切 対応いたしません。</p> <p>●本土地は、現状有姿での引渡しになりますので、フェンスや柵、その他工作物、残 置物等について、撤去・処分、改修、費用負担等、横須賀市は一切対応いたしません。</p> <p>●水道、下水の接続等については、買受人において上下水道局技術部給排水課と十分 協議してください。なお、建物解体の上返還を受けた際、水道・下水の取付管は本管 から撤去しているため、現状宅内への引込みはなされていません。なお、都市ガスに ついては、約 40m～50m程離れた位置に本管が埋設されていますが、前面道路にはな い状況です。本土地は、現状有姿での引渡しとなりますので、これら水道、下水等の インフラ整備に関する調査や工事、費用負担等、横須賀市は一切対応いたしません。</p> <p>●北側隣地のブロック基礎と板塀がやや傾いて越境しています。また、隣地の枝葉の 一部が越境しています。これら越境物、また、その他越境物についても、隣接地権者 等と協議等は、すべて買受人において行ってください。横須賀市は一切対応いたしま せん。</p> <p>●本土地の地盤調査は行っていません。必要に応じて買受人において行ってください。 これら調査等や造成工事における不測の工事費等、横須賀市は一切対応いたしません。</p> <p>●本土地の地下埋設物調査は行っていません。必要に応じて買受人において行ってく ださい。これら調査等や造成工事における不測の工事費等、横須賀市は一切対応いた しません。</p> <p>●本土地の土壌調査は行っていません。土壌汚染その他造成工事の際の残土処分等 において不測の事態等が生じても、横須賀市は一切対応いたしません。</p> <p>●横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例第2条の規定に基づく下水 道事業受益者負担金について、本土地に係る賦課はありません。(上下水道局技術部給 排水課に確認済み)</p> <p>●買受人は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、 近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意してください。</p> <p>●宅地造成工事や建物建築工事等の際は、関係法令に基づき、買受人の負担と責任に おいて所定の手続きを行ってください。詳細は、都市部関係各課へお問い合わせくだ さい。</p>
------------------	---

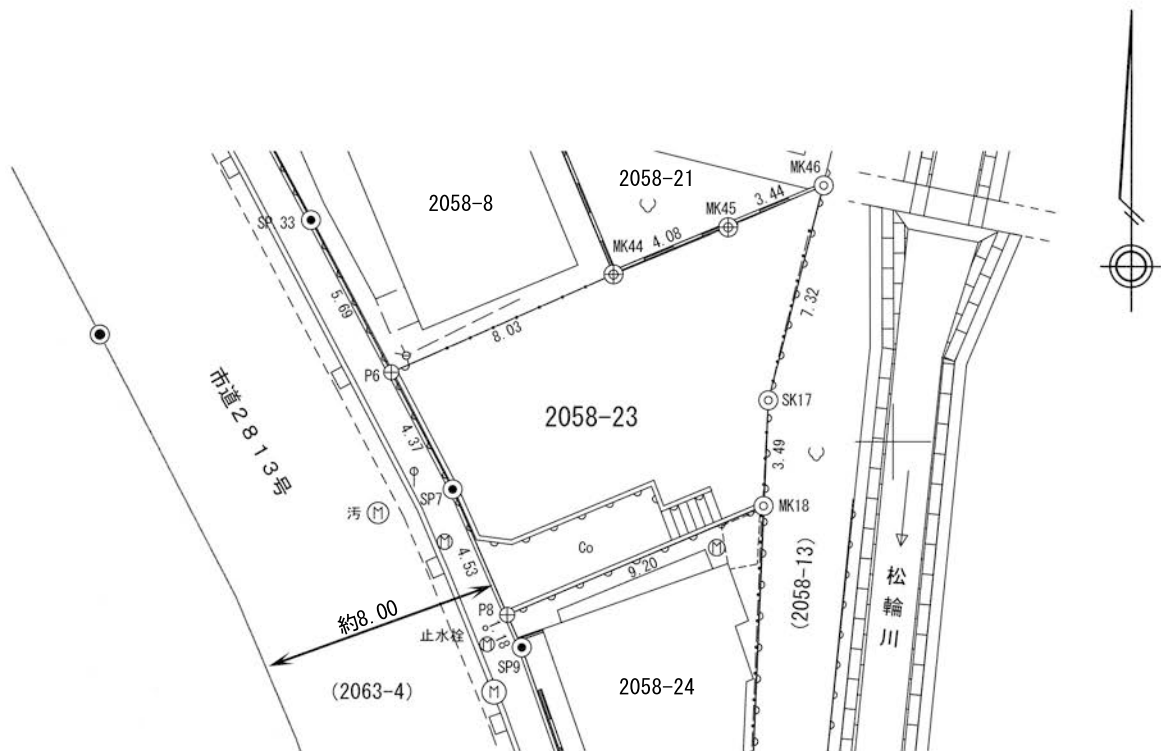
※物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず
購入希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図

所在：横須賀市野比三丁目



単位：メートル

土地売買契約書(案)

売出人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所 在	地 番	地 目	実測地積 (㎡)	公簿地積(㎡)
横須賀市	番	宅 地		

（売買代金及び支払方法）

第3条 売買代金は、金〈売却価格〉円とし、乙は、本契約と同時に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（所有権の移転時期）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託等）

第5条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 乙は、売買代金納付後、速やかに登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、第4条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。

（物件調書記載内容の了知）

第7条 乙は、売買物件について、物件調書（「先着順による市有地売却案内書」に掲載）の記載内容を十分理解し、当該内容について了知した。

（契約不適合責任）

第8条 甲は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完（補修）請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合、第6条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第9条 乙は、売買物件を横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

(実地調査等への協力義務)

第10条 甲は、売買契約締結の日から5年間、売買物件の利用状況等を確認するため、実地を調査し、又は乙に対して売買物件の利用状況等を証する資料の提出若しくは報告を求めることができるものとし、乙は、正当な理由なく、この実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(義務の承継)

第11条 乙は、売買物件を第三者に譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、前2条に定める義務を当該第三者に書面により承継させなければならない。なお、当該第三者の義務違反に対する債務は、乙が負うものとする。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないと甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第9条又は前条に定める義務に違反したとき 金〈売買代金の30/100〉円

(2) 第10条に定める義務に違反したとき 金〈売買代金の10/100〉円

2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号から第5号のいずれかに該当する者であったとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(売買物件の返還)

第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指

定する期日までに甲が指示する状態で売買物件を返還しなければならない。

2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

3 乙は、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(相隣関係等への配慮)

第18条 乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意しなければならない。

(公租公課)

第19条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第21条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
代表者 横須賀市長 上 地 克 明 印

乙 〈買受人 住所氏名〉 印

土地売買契約書(案)

売出人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所 在	地 番	地 目	実測地積 (㎡)	公簿地積(㎡)
横須賀市	番	宅 地		

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〈売却価格〉円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金〈売却価格の10/100〉円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。ただし、この契約保証金は、その受入期間について利息を付さない。

4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〈売却価格－契約保証金額〉円を、甲の発行する納入通知書により令和5年 月 日までに納付しなければならない。

（所有権の移転時期）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を全額納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託等）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 乙は、売買代金納付後、速やかに登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を甲に提出しなければならない。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。

(危険負担)

第9条 本契約締結後引渡しまでの間に、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失又は毀損した場合で、甲の引渡しが履行不能となったときは、甲又は乙は、本契約を解除することができる。

(物件調書記載内容の了知)

第10条 乙は、売買物件について、物件調書(「先着順による市有地売却案内書」に掲載)の記載内容を十分理解し、当該内容について了知した。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完(補修)請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合、第8条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲(賠償額)は、売買代金の額を限度とする。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第12条 乙は、売買物件を横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

(実地調査等への協力義務)

第13条 甲は、売買契約締結の日から5年間、売買物件の利用状況等を確認するため、実地を調査し、又は乙に対して売買物件の利用状況等を証する資料の提出若しくは報告を求めることができるものとし、乙は、正当な理由なく、この実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(義務の承継)

第14条 乙は、売買物件を第三者に譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、前2条に定める義務を当該第三者に書面により承継させなければならない。なお、当該第三者の義務違反に対する債務は、乙が負うものとする。

(違約金)

第15条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないと甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第12条又は前条に定める義務に違反したとき 金〈売買代金の30/100〉円

(2) 第13条に定める義務に違反したとき 金〈売買代金の10/100〉円

2 前項の違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

(1)乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2)乙が横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号のいずれかに該当する者であったとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

(返還金等)

第17条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(売買物件の返還)

第18条 乙は、甲が第16条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに甲が指示する状態で売買物件を返還しなければならない。

2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

3 乙は、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(相隣関係等への配慮)

第21条 乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意しなければならない。

(公租公課)

第22条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

(契約の費用)

第23条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)


第24条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。


(管轄裁判所)

第25条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横須賀市小川町11番地
横須賀市
代表者 横須賀市長 上 地 克 明 

乙 <買受人 住所氏名> 

普通財産譲渡（交換）申請書

		令和 年 月 日
(あて先) 横須賀市長		
住所		
申請者 氏名		
電話		
申請区分		<input checked="" type="checkbox"/> 売払 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 無償譲渡
普通財産	所在	横須賀市平作五丁目1626番21 (物件番号 4 - 1)
	地目 (構造・種類)	宅地
	地積 (面積・数量)	142.25㎡
申請者 (交換) 所有物件	所在	
	地目 (構造・種類)	
	地積 (面積・数量)	
売払・交換・無償譲渡の理由		
売払(交換)価格		7,940,000円
交換条件		
添付書類		<ul style="list-style-type: none"> ●個人の場合 誓約書・印鑑登録証明書・住民票 各1通 ●法人の場合 誓約書・印鑑証明書・法人登記事項証明書(現在事項証明書(履歴事項証明書も可))・役員名簿 各1通
<p>(事務処理欄)</p> <p>次のいずれかをまるで囲ってください。</p> <p>【売買代金の支払方式】</p> <p>契約時全額払 ・ 契約保証金払</p> <p>【共有者の有無】※所有権の共有を希望する場合は、共有者名簿を添付。</p> <p>有 ・ 無 【共有者有の場合記載：代表者持分割 分の 】(他共有者別紙)</p>		

普通財産譲渡（交換）申請書

令和 年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所	
申請者 氏名	
電話	
申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 売払 交換 無償譲渡
普通 財 産	所在 横須賀市野比三丁目2058番23 (物件番号 4 - 2)
	地目 (構造・種類) 宅地
	地積 (面積・数量) 107.17㎡
申請者 (交 換) 所有物件	所在
	地目 (構造・種類)
	地積 (面積・数量)
売払・交換・無償譲渡の理由	
売払(交換)価格 6,700,000円	
交換条件	
添付書類 ●個人の場合 誓約書・印鑑登録証明書・住民票 各1通 ●法人の場合 誓約書・印鑑証明書・法人登記事項証明書(現在事項証明書(履歴事項証明書も可))・役員名簿 各1通	
(事務処理欄) 次のいずれかをまるで囲ってください。 【売買代金の支払方式】 契約時全額払 ・ 契約保証金払 【共有者の有無】※所有権の共有を希望する場合は、共有者名簿を添付。 有 ・ 無 【共有者有の場合記載：代表者持分割 分の 】(他共有者別紙)	

誓約書

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。


事実が相違することが判明した場合には、当該事実に関して横須賀市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

また、横須賀市が警察等関係機関に対して照会することを了承します。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 1 号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）又は第 2 号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者
- ② 横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する者

令和 年 月 日

（あて先）横須賀市長

住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (名称等)	
生年月日 (個人の場合)	T・S・H 年 月 日
電話番号	- -

共有者名簿

住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (名称等)	【共有持分 分の 】
	(電話 — —)
住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (名称等)	【共有持分 分の 】
	(電話 — —)
住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (名称等)	【共有持分 分の 】
	(電話 — —)
住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (名称等)	【共有持分 分の 】
	(電話 — —)


- ※ 所有権の共有を希望する場合に提出してください。
- ※ 代表者を除く共有予定者全員について記載し、必要書類を添付してください。
- ※ 記載欄が足りない場合は、本書をコピーしてください。

【 法人による申込の場合に提出 】

役員名簿

令和 年 月 日

横須賀市長（あて）

所在地	
名称等 及び 代表者名	

※ 法人の登録印を押印してください。

役職名	フリガナ	生 年 月 日	性別	住 所
	氏 名			
		T S H 年 月 日	男 女	
		T S H 年 月 日	男 女	
		T S H 年 月 日	男 女	
		T S H 年 月 日	男 女	
		T S H 年 月 日	男 女	
		T S H 年 月 日	男 女	
		T S H 年 月 日	男 女	

※ 法人の登記事項証明書（現在事項）に記載されている役員全員について記入してください。

※ 氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

国際海の手文化都市

YOKOSUKA

お問合せはこちらまでお願いします

横須賀市財務部財務管理課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 046 (822) 9593 (直通)

046-822-4000 内線 1749